

気象警報等発表時における生涯学習センター「太子の森」の施設利用について

運用開始: 令和5年4月1日

【気象情報】特別警報、暴風警報

- 特別警報、暴風警報の発表があった場合は、臨時休館とする。ただし、施設の閉館は行わない。
- 開館中は、利用者に館内放送で臨時休館する旨を伝え、退館を促す。
- 暴風警報が解除された場合は、安全が確認できた段階で開館する。
- 生涯学習センター太子の森が避難所として開所された場合は、避難所閉所まで臨時休館とする。
- 特別警報が解除された場合も、当日は終日休館とする。翌日以降の開館については、状況に応じてその後の対応を決定する。

【地震】(町内)

- 開館時間までに、震度5弱以上の地震が発生した場合は臨時休館とし、施設の運営上支障がないことが確認できた段階で開館する。
- 開館中は、利用者に館内放送で臨時休館する旨を伝え、退館を促す。ただし、施設の閉館は行わない。
- 生涯学習センター太子の森が避難所として開所された場合は、避難所閉所まで臨時休館とする。

【使用料還付等の取り扱い】

- 特別警報・暴風警報発表から解除日まで、及び震度5弱以上の地震が発生してから使用を再開するまでにおいて、これらを理由に臨時休館となった場合は、使用料を還付(免除)する。
- 使用中に上記の災害が発生し、臨時休館になった場合も使用料を還付する。

【生涯学習センター太子の森主催教室の取り扱い】

(特別警報、暴風警報のいずれかの警報が発令されている場合)

- ・午前7時現在で発令されている場合…午前9時～午後1時までの教室は休講
- ・午前11時現在で発令されている場合…午後1時～午後6時までの教室は休講
- ・午後4時現在で発令されている場合…午後6時～午後9時までの教室は休講

(休講になった教室の振替受講日等について)

- ・各教室の講師と相談のうえ、後日お知らせをする。なお、振替受講日に出席できない場合は、欠席扱いとなる。

(参加費の返金は行わない)

- ・日程の都合上、振替日を設けることができない場合は、参加費は返金しない。